

高梁川流域圏地域課題解決型事業資金調達支援業務委託
公募型プロポーザル実施説明書

1 業務の概要

(1) 業務委託名

高梁川流域圏地域課題解決型事業資金調達支援業務委託

(2) 事業目的

高梁川流域圏内の事業者が、ファンド型クラウドファンディング（金融商品取引法に基づく第2種金融商品に該当するもの）により行う、収益性の確保と地域課題解決の両立を目指す事業の資金調達を支援することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「高梁川流域圏地域課題解決型事業資金調達支援業務委託基本仕様書」のとおり

(4) 委託契約期間

委託契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

(5) 見積限度額

300万円（消費税額及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル実施スケジュール

事 項	期 間
募集周知及び プロポーザル実施説明書の交付期間	令和7年4月11日（金）から 令和7年4月25日（金）まで
参加表明書の提出期間	令和7年4月11日（金）から 令和7年4月30日（水）まで
参加資格確認通知	随時
質問受付期間	令和7年4月11日（金）から 令和7年4月30日（水）まで
質問回答期限	令和7年5月2日（金）
企画提案書の提出期間	令和7年5月7日（水）から 令和7年5月16日（金）まで
ヒアリング（プレゼンテーション）	令和7年5月27日（火）
審査結果の通知・公表	令和7年5月30日（金）
契約の手続	令和7年6月2日（月）以降

※ 受付時間は、倉敷市の休日を定める条例（平成元年倉敷市条例第40号）に規定する

市の休日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

3 書類の提出

提出する全ての書類については、次のとおりとする。

(1) 提出場所

倉敷市商工課（倉敷市役所本庁舎 2 階）

(2) 提出方法

持参又は郵送による（FAX、電子メールでの提出は不可。期日必着）。ただし、質問については、FAX又は電子メールでの提出も可とする。この場合、必ず電話等で送信した旨を伝え、着信していることを確認すること。

4 参加希望者の参加資格要件等

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たさなければならない。

ア 民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に掲げる者でないこと。

ウ 代表者、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

エ 参加表明書の受付締切日から契約締結の日まで、倉敷市から指名停止の措置を受けていないこと。

オ 参加表明書を提出する時点で引き続き 2 年以上その業務を営んでいること。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

キ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ク 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金について十分な管理能力を有していること。

ケ 賦課されている全ての税（国税、岡山県税、倉敷市税）に滞納がないこと。

コ 金融商品取引法第2条第2項第5号により有価証券とみなされて同法が適用される権利について、同法第28条第2項に掲げる行為を業として行うことができる者として、同法第29条の登録を受けていること。

5 仕様書等の交付方法

倉敷市商工課のホームページに掲載する電子ファイルをダウンロードすること。

6 参加表明書の添付書類の提出

参加希望者は、期限までに「参加表明書」（指定様式）に次の書類を添付して提出すること。ただし、ア、ウ及びエについては、参加表明書の提出日から3か月以内に発行された原本を提出すること。

ア 履歴事項全部証明書

イ 法人については財務状況を示す書類（直近2か年の決算貸借対照表、損益計算書及び注記（会計方針等））。法人以外の団体等にあつては収支決算書

ウ 納税証明書（国税、岡山県税、倉敷市税に滞納がないことの証明）

エ 委任状

※ 本社が支店、営業所へ契約等の業務を行う権限を委任する場合に必要

7 参加資格の確認の通知方法

FAX又は電子メールによる。

8 企画提案書作成等に関する回答

本プロポーザルへの参加を表明した全員へFAX又は電子メールで回答する。併せて、倉敷市商工課のホームページにも掲載する。質問がない場合、回答はしない。また、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

なお、質問の内容によっては、回答できない場合がある。

9 企画提案書の提出書類等

別紙「企画提案書の提出について」に企画提案書及び見積書（所定様式）を添付して提出すること。企画提案書について、提出様式は問わないが、別紙の「企画提案書（案）」に記載した内容を最低限の内容として含めること。

なお、文書の補完のために写真、イラスト等を用いることも可とし、企画提案書のページ制限はない。

(1) 提出書類

「正本」とは法人名を記載したもの、「副本」とは審査委員会で委員に配布する正本の写し。

- ・ 企画提案書の提出について（正本1部）
- ・ 見積書（正本1部・副本5部）
- ・ 企画提案書（正本1部・副本5部）

(2) 企画提案書の開示

提出された企画提案書は、倉敷市情報公開条例（平成10年倉敷市条例第5号）に基づく開示請求があった場合には開示対象文書となる。

なお、事業を営む上で、競争又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、倉敷市情報公開条例第7条第3項の規定により不開示になるため、該当がある場合には、提出書類の該当部分とその具体的な理由を書面で提出すること。ただし、開示・不開示の判断は、提出された書類を参考として同条例に基づき客観的に判断する。

(3) 留意事項

ア 審査資料作成のため、別途、電子データでの提出を求められることがある。

イ 提出期限を過ぎたものは、受け付けない。ただし、公共交通機関のダイヤの乱れにより遅延が生じた場合は、当該公共交通機関が発行する遅延証明書があるときに限り受け付けることとする。

ウ 提出された企画提案書等の返却は行わない。（辞退届を提出した場合も返却しない。）

エ 提出した企画提案書等の訂正、差し替え及び再提出は認めない。

10 ヒアリング（プレゼンテーション）

(1) 時間

1 企画提案者につき40分以内（説明時間25分、残時間は質疑）とする。

集合時間等、詳細については、企画提案書受付後、後日連絡する。

(2) 出席者

3名以内

(3) その他

- ・ ヒアリング（プレゼンテーション）を行う発表者の順番については、企画提案書受理の先着順に発表を行う。
- ・ プレゼンテーションに際しては、提出した企画提案書のみを使用すること。プレゼンテーション時の追加資料の提出は認めない。
- ・ 出席できない場合は、企画提案参加の意思がないものとみなす。
- ・ 説明に使用する備品（パソコン等）は提案者で準備すること。TVモニターは商工

課で準備する。(商工課で準備するTVモニター用ケーブルはVGA端子のものであるため、その他のものを使用する場合は事前に相談すること。)

11 評価基準

別紙評価基準書のとおり

12 選考方法

- (1) 評価基準書に基づき、企画提案書、ヒアリング等の評価を行う。
- (2) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は、失格とする。
 - ア 参加表明をしていない、又は参加資格の審査により参加不可となった者
 - イ 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した者
 - ウ 参加表明書、企画提案書その他提出書類に虚偽の内容を記載した者
 - エ ヒアリング(プレゼンテーション)に参加しなかった者
 - オ 審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者
 - カ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

13 審査結果の通知方法

選考結果は、優先交渉権者が決定後、ヒアリング(プレゼンテーション)に参加した全者に次の事項を書面で通知する。ただし、失格となった場合は、別途通知する。選考結果に対する異議等は、一切受け付けない。

- ・ 通知する者の得点
- ・ 優先交渉権者名と得点
- ・ その他の参加者の名称のない得点一覧

14 契約条件について

- (1) 優先交渉権者と委託の内容、仕様書の内容、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求める。
- (2) 優先交渉権者が契約を締結しない場合又は優先交渉権者と合意に達しない場合は、辞退届を提出させ、次に評価点の高い者と交渉を行い、合意に達するまで評価点の高い順に交渉を行う。
- (3) 協議を進めるに当たり、選定された企画提案書を極力尊重するが、その内容に限定されることなく、仕様書を変更することができるものとする。ただし、募集時に公表した参加要件、契約条件等については変更できない。
- (4) 契約保証金の取扱いについては、倉敷市財務規則(昭和42年倉敷市規則第22号)

第173条から第176条までの規定によるものとする。

- (5) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、倉敷市個人情報保護条例（平成12年倉敷市条例第6号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。
- (6) その他契約に関する条項は、倉敷市財務規則によるものとする。

15 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、全て参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を倉敷市に請求することはできないものとする。
- (2) 企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出する。
- (3) 企画提案書の著作権は、その企画提案書を作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の企画提案書については、事前に通知することにより倉敷市が無償で使用できるものとする。

問合せ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先
倉敷市文化産業局商工労働部商工課（担当：小林、山下）
〒710-8565 倉敷市西中新田640番地（倉敷市役所本庁舎2階）
TEL：086-426-3405 FAX：086-421-0121
E-mail：cmind@city.kurashiki.okayama.jp